

平成26年度第1回 公共施設再配置・複合施設機能検討懇談会

日 時 平成26年6月20日（金）

13時00分から

場 所 本庄市役所 職員厚生室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 各委員自己紹介

5 意見交換

（1）本庄市公共施設マネジメント白書について（報告）

（2）公共施設再配置計画の概要及び進め方について

（3）市民アンケート調査について

6 そ の 他

7 閉 会

本庄市公共施設マネジメント白書作成・再配置計画策定の概要・進め方

1. 公共施設マネジメント白書作成及び再配置計画策定の背景・目的

昭和 40～50 年代に集中的に建設された公共施設の多くが老朽化し、今後の施設の維持更新のあり方を検討すべき時期にきている。また、今後、人口減少や少子高齢化が進み、税収の減や扶助費の増大が見込まれる中で、多額の維持管理費が必要となることから、今までと同じ規模の施設を維持更新していくことは、財政上困難な状況になることが予想される。

そのため、市の保有している公共施設の現状を統一的に把握し、将来を見据えた公共施設の効率的・効果的な維持・管理・運営を行っていく必要があることから、「本庄市公共施設マネジメント白書及び再配置計画」を平成 25 年度から 26 年度の 2 か年にかけて策定する。

(1) 公共施設マネジメント白書（平成 25 年度）

既存の公共施設の劣化や活用度合いなどの現状をとらえ、施設の統廃合や転用、維持管理のあり方、サービスの提供方法など施設全体のあり方を検討するための基礎的な情報をデータベース化するとともに、建物や利用の状況、コストなど市の保有する施設の実態を市民にわかりやすく伝えることを目的とする。

- 白書を作成し、各施設の現状を把握することで、今後の施設の維持・改修等マネジメントを実施する際に、限られた予算内で計画的に検討することが可能となる。
- 横断的に検討することで、施設のパフォーマンス評価や、複合施設などの可能性を探ることも可能となる。
- 白書を公開することで市民に対して情報を提供することができ、自治体と市民が情報を共有し、認識を合わせた上で政策を検討できる。

(2) 公共施設再配置計画（平成 26 年度）

公共施設マネジメント白書をもとに、将来にわたって維持可能な施設ボリュームの把握を行い、施設を通じた行政サービスの維持・向上に向けた最適な施設配置や維持管理等のあり方の指針となる計画を策定する。

- 今後の厳しい財政状況等を踏まえ、行政サービスの維持・向上を前提とした上ですべての地域に等しく施設を配置するという考え方の転換を図っていく。
- 中長期的な視点に立ち将来を見据えた公共施設の統廃合や複合利用、効率的・効果的な維持・管理や施設配置の見直しを行う。

2. 対象施設

次頁の表を参照

※本庄市が保有する公共建築物を対象とし、公共土木施設及び水道施設を除く。

< 施設一覧表 >

施設番号	対象施設	所在地	竣工年月	延床面積(m ²)	備考
1-1	中央公民館	本庄市北堀1422	昭和50年10月	1,860	
1-2	児玉中央公民館	本庄市児玉町金屋728-2	平成7年10月	1,110	複合施設(1-2、3-2、6-2)
1-3	本庄公民館	本庄市東台5-2-33	昭和57年3月	368	
1-4	本庄東公民館	本庄市日の出2-8-28	平成2年3月	450	
1-5	本庄西公民館	本庄市小島1-10-4	昭和63年3月	419	
1-6	本庄南公民館	本庄市今井377-2	平成元年3月	508	
1-7	藤田公民館	本庄市牧西1210-3	昭和57年7月	399	
1-8	仁手公民館	本庄市仁手665-1	昭和56年3月	369	
1-9	旭公民館	本庄市都島238-1	昭和55年3月	383	
1-10	北泉公民館	本庄市栗崎99-1	昭和54年8月	379	
1-11	児玉公民館	本庄市児玉町児玉2510-1	昭和39年2月	569	複合施設(1-11、7-7)
1-12	共和公民館	本庄市児玉町蛭川915-5	昭和54年3月	402	
1-13	児玉公民館別館	本庄市児玉町児玉1352-1	昭和46年3月	327	複合施設(1-13、7-8)
2-1	コミュニティセンター	本庄市駅南1-13-12	昭和55年3月	1,081	
2-2	勤労青少年ホーム	本庄市小島南1-8-2	昭和45年3月	624	
2-3	いまい台交流センター	本庄市いまい台2-4-3	平成12年8月	653	
2-4	あさひ多目的研修センター	本庄市沼和田1005	昭和60年3月	350	
3-1	市民文化会館	本庄市北堀1422-3	昭和55年11月	5,716	
3-2	児玉文化会館(セルディ)	本庄市児玉町金屋728-2	平成7年10月	3,158	複合施設(1-2、3-2、6-2)
4-1	市民体育館	本庄市小島南1-8-3	昭和54年3月	2,452	
4-2	若泉運動公園弓道場	本庄市小島6-11-14	昭和56年3月	256	
4-3	若泉運動公園武道館	本庄市小島6-11-14	昭和61年3月	1,236	
4-4	市民球場	本庄市北堀433	平成6年3月	1,176	
4-5	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	本庄市北堀433	平成13年12月	7,521	
4-6	児玉総合公園体育館(エコーピア)	本庄市児玉町金屋753-1	平成15年4月	4,439	
5-1	観光農業センター	本庄市児玉町小平653	平成3年12月	248	
5-2	ふれあいの里いずみ亭	本庄市児玉町河内209-1	平成16年1月	249	
5-3	インフォメーションセンター	本庄市駅南2-1-4	平成7年8月	318	複合施設(5-3、15-3)
6-1	図書館	本庄市千代田4-1-9	昭和56年7月	2,599	
6-2	図書館児玉分館	本庄市児玉町金屋728-2	平成7年10月	409	複合施設(1-2、3-2、6-2)
7-1	歴史民俗資料館	本庄市中央1-2-3	明治16年10月	368	
7-2	競進社模範蚕室	本庄市児玉町児玉2514	明治27年10月	176	
7-3	塙保己一記念館	本庄市児玉町八幡山446	昭和43年4月	166	
7-4	埋蔵文化財センター	本庄市牧西1137-3	昭和28年5月	414	
7-5	旭民具等収蔵庫	本庄市都島904-1	平成元年9月	334	
7-6	北泉小学校郷土資料室	本庄市北堀1871-1 北泉小学校内一部教室を使用	昭和49年3月	63	複合施設(7-6、8-10)
7-7	児玉郷土資料室	本庄市児玉町児玉2510-1(児玉公民館2階)	昭和39年2月	—	複合施設(1-11、7-7)
7-8	児玉文化財整理室	本庄市児玉町児玉1352-1(児玉公民館別館内)	昭和46年3月	—	複合施設(1-13、7-8)
7-9	太駄文化財収蔵庫	本庄市児玉町太駄352	平成14年4月	116	
7-10	本泉文化財収蔵庫	本庄市児玉町河内565-8	昭和54年	429	
7-11	蛭川文化財整理室・収蔵庫	本庄市児玉町蛭川915-12	平成7年	302	
7-12	共和文化財倉庫	本庄市児玉町蛭川915-5	昭和59年	95	
7-13	下浅見文化財収蔵庫	本庄市児玉町下浅見867-11	昭和50年	310	
8-1	本庄東中学校	本庄市日の出4-2-45	昭和38年4月	6,541	
8-2	本庄西中学校	本庄市千代田4-3-1	昭和57年3月	7,858	
8-3	本庄南中学校	本庄市緑3-13-1	昭和58年3月	10,565	
8-4	児玉中学校	本庄市児玉町八幡山438	平成21年7月	9,543	
8-5	本庄東小学校	本庄市日の出1-2-1	昭和60年3月	8,657	
8-6	本庄西小学校	本庄市千代田4-3-2	昭和53年8月	6,992	
8-7	藤田小学校	本庄市牧西1171	昭和53年3月	4,271	
8-8	仁手小学校	本庄市仁手618	昭和59年3月	3,180	
8-9	旭小学校	本庄市都島78	昭和46年4月	4,771	
8-10	北泉小学校	本庄市北堀1871-1	昭和49年3月	5,201	複合施設(7-6、8-10)
8-11	本庄南小学校	本庄市栄3-6-24	昭和50年5月	5,680	
8-12	中央小学校	本庄市緑1-16-1	昭和54年6月	7,409	
8-13	児玉小学校	本庄市児玉町児玉1355-1	昭和49年7月	5,784	
8-14	金屋小学校	本庄市児玉町金屋1117-1	昭和61年7月	3,734	
8-15	秋平小学校	本庄市児玉町秋山2531	平成4年2月	3,059	
8-16	共和小学校	本庄市児玉町蛭川895-1	平成元年3月	4,024	
8-17	本泉小学校	本庄市児玉町河内660	昭和59年3月	2,631	

施設 番号	対象施設	所在地	竣工年月	延床面積 (㎡)	備考
9-1	障害福祉センター	本庄市小島南2-4-9	昭和39年3月	594	
9-2	保健センター	本庄市小島南2-4-12	昭和55年3月	1,090	
9-3	児玉保健センター	本庄市児玉町児玉391	昭和54年5月	533	
9-4	発達教育支援センター「すきっぷ」	本庄市小島5-5-45	平成22年3月	159	複合施設(9-4、10-1)
9-5	老人福祉センターつきみ荘	本庄市沼和田127-1	昭和58年5月	1,403	
10-1	いずみ保育所	本庄市小島5-5-45	平成22年4月	1,134	複合施設(9-4、10-1)
10-2	藤田保育所	本庄市牧西30	昭和49年4月	482	
10-3	金屋保育所	本庄市児玉町金屋1173	昭和53年3月	754	
10-4	久美塚保育所	本庄市児玉町児玉2351-1	平成10年2月	887	
11-1	前原児童センター	本庄市前原1-4-13	昭和55年3月	418	
11-2	日の出児童センター	本庄市日の出2-5-56	昭和59年3月	515	
12-1	市役所	本庄市本庄3-5-3	平成4年8月	11,870	
12-2	児玉総合支所第二庁舎	本庄市児玉町児玉385	昭和53年9月	1,297	
13-1	消防団第一分団車庫	本庄市千代田4-3-2	昭和49年10月	59	
13-2	消防団第二分団車庫	本庄市本庄1-4-14	昭和49年3月	64	
13-3	消防団第三分団車庫	本庄市駅南1-15-4	昭和50年10月	59	
13-4	消防団第四分団車庫	本庄市牧西557-1	昭和44年3月	59	
13-5	消防団第五分団車庫	本庄市久々字171	昭和47年12月	59	
13-6	消防団第六分団車庫	本庄市都島904-1	昭和46年10月	59	
13-7	消防団第七分団車庫	本庄市北堀206	昭和45年8月	59	
13-8	消防団第一分団第一部器具置場	本庄市児玉町八幡山184-2	昭和54年2月	35	
13-9	消防団第一分団第二部器具置場	本庄市児玉町児玉323-2	昭和54年3月	43	
13-10	消防団第一分団第三部器具置場	本庄市児玉町児玉1882-1	平成14年2月	61	
13-11	消防団第二分団第一部器具置場	本庄市児玉町金屋81-2	平成13年	63	
13-12	消防団第二分団第二部器具置場	本庄市児玉町高柳175-4	平成23年3月	83	
13-13	消防団第二分団第三部器具置場	本庄市児玉町飯倉208-2	平成22年3月	83	
13-14	消防団第二分団第四部器具置場	本庄市児玉町田端229	平成23年3月	83	
13-15	消防団第三分団第一部器具置場	本庄市児玉町太駄366-3	平成23年3月	83	
13-16	消防団第三分団第二部器具置場	本庄市児玉町元田365-2	平成21年12月	83	
13-17	消防団第四分団第一部器具置場	本庄市児玉町秋山2329-5	平成24年3月	83	
13-18	消防団第四分団第二部器具置場	本庄市児玉町小平881	平成23年3月	83	
13-19	消防団第五分団第一部器具置場	本庄市児玉町蛭川915-5	平成22年3月	83	
13-20	消防団第五分団第二部器具置場	本庄市児玉町上真下721-6	平成24年3月	83	
13-21	消防団第五分団第三部器具置場	本庄市児玉町吉田林107-2、6 109	平成24年3月	83	
13-22	北泉防災広場備蓄倉庫	本庄市北堀字西浦1824-1、1825-1、1825-6の各一部	平成23年2月	14	
14-1	西五十子市営住宅	本庄市西五十子221-1	昭和37年	618	
14-2	田中市営住宅	本庄市田中216-1	昭和41年12月	2,542	
14-3	四方田市営住宅	本庄市四方田14-1	昭和44年	4,749	
14-4	泉町市営住宅	本庄市前原1-11	昭和59年3月	4,074	
14-5	小島第二市営住宅	本庄市小島2-3	昭和62年4月	3,571	
14-6	日の出市営住宅	本庄市日の出2-6	平成2年3月	823	
14-7	小島第一市営住宅	本庄市小島1-6	平成3年1月	2,596	
14-8	東台市営住宅	本庄市東台4-3	平成6年9月	4,839	
14-9	金屋市営住宅	本庄市児玉町金屋960-2	昭和32年	1,052	
14-10	本町市営住宅	本庄市児玉町児玉303-1	昭和33年	481	
14-11	長浜市営住宅	本庄市児玉町八幡山354	昭和34年	243	
14-12	下町市営住宅	本庄市児玉町児玉2428	昭和46年2月	822	
14-13	久美塚市営住宅	本庄市児玉町児玉1447-1	昭和47年3月	1,186	
14-14	東久美塚市営住宅	本庄市児玉町児玉1543-6	昭和47年	340	
14-15	中久美塚市営住宅	本庄市児玉町児玉1435-2	昭和48年	889	
15-1	新書庫	本庄市銀座1-1-1	昭和56年8月	485	
15-2	本庄駅自由通路	本庄市銀座3-6-19	昭和62年2月	824	
15-3	本庄駅南口自転車駐車場	本庄市駅南2-1-4	平成7年8月	1,618	複合施設(5-3、15-3)
15-4	旧勤労会館	本庄市小島南1-8-4	昭和54年	504	
15-5	旧本泉保育所	本庄市児玉町元田375-4	平成3年3月	422	
15-6	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	本庄市銀座1-5-16	明治29年	811	

※延床面積は、各施設の主要建物のみでなく、敷地内建物全体の延床面積（建築基準法による）を表記。また、複合施設は占用部の面積を表記（1-11 児玉公民館、1-13 児玉公民館別館、8-10 北泉小学校は施設全体面積を表記）。

※竣工年月について、複数の棟を有する施設では代表的な棟の中で築年数が一番古い棟の竣工年月を表記。

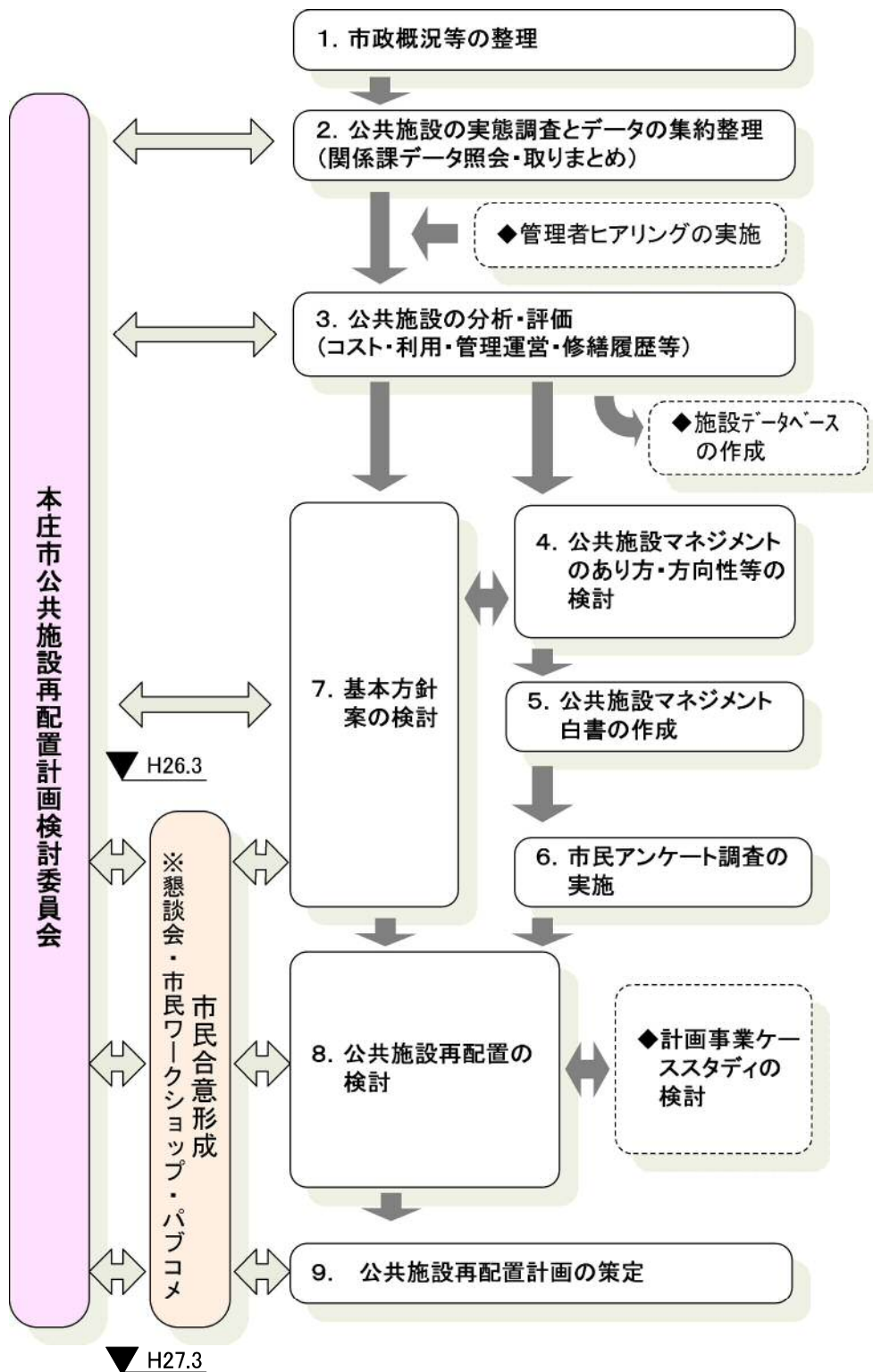
※7-7 児玉郷土資料室は、児玉公民館の一部を利用しています。

※7-8 児玉文化財整理室は、児玉公民館別館内の一部を利用しています。

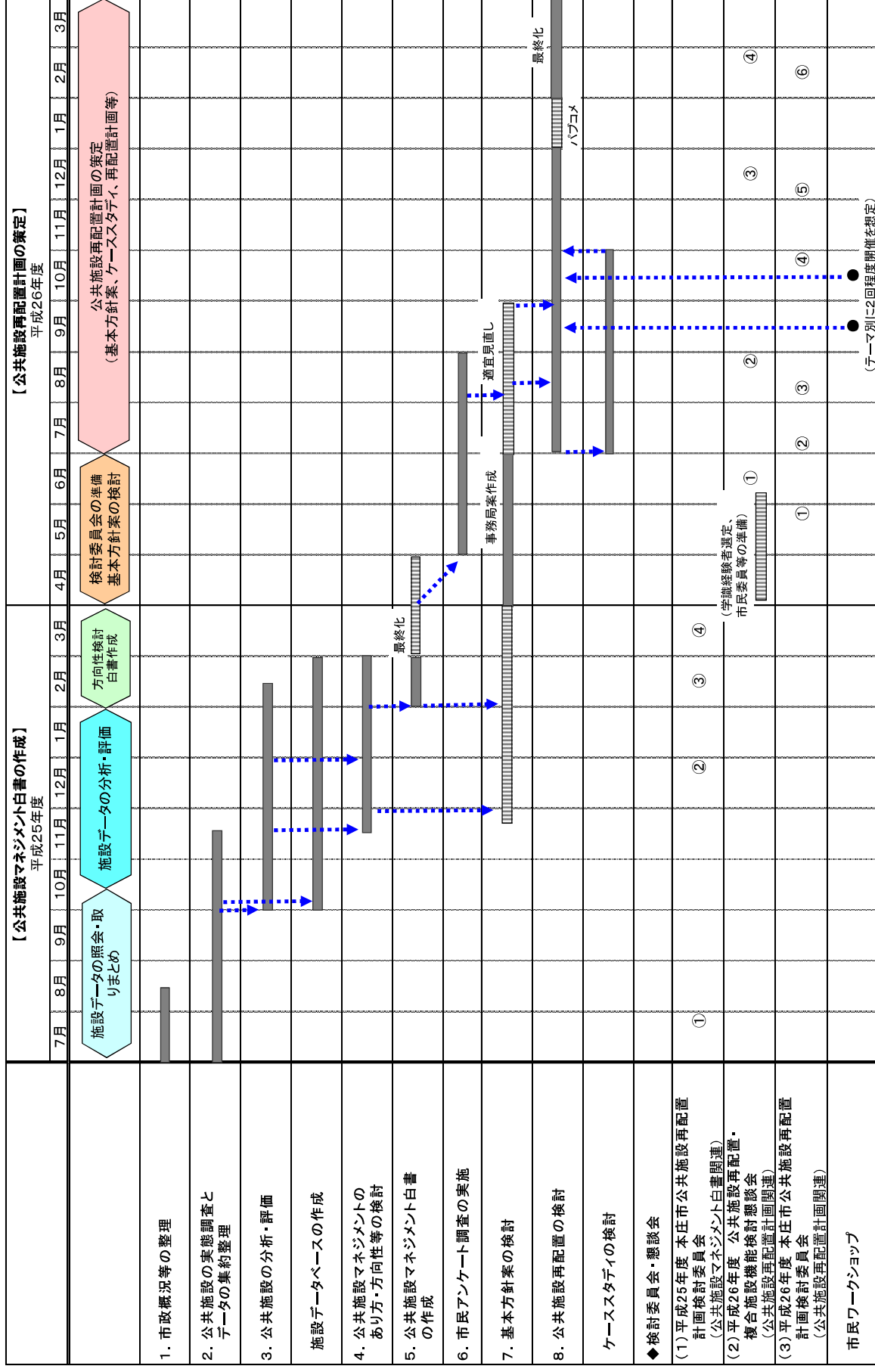
3. 検討の流れ・進め方

(1) 検討の流れ

▼ H25.7



(2) 工程表



※平成26年度の工程は現時点での予定であり、検討の進捗等により変更の可能性があります。

4. 懇談会について

平成 26 年度の公共施設再配置計画の策定にあたっては、市民との情報共有及び合意形成に向けて、学識経験者・市民委員等を含めた懇談会を設置し、市民と協働で検討を進めるものとする。

(1) 懇談会の位置づけ

公共施設再配置計画の策定に向けて庁内検討委員会で検討した内容について、市民意見を聴取する場として会議を行うものとする。

なお、公共施設再配置計画のとりまとめ・決定は、庁内検討委員会での検討内容や懇談会での意見をもとに、本庄市が行うものとする。

(2) 懇談会の構成

区分	所属等
学識経験者 1 名	小松 幸夫 教授 早稲田大学理工学術院創造理工学部建築学科 (公共施設マネジメントに精通する有識者)
市民委員 21 名	・平成 23 年度に設置された「公共施設再配置・複合施設機能検討懇談会」の委員を基本に選定する。(下記参照)

<参考> 公共施設再配置・複合施設機能検討懇談会 委員名簿 (平成 23 年度設置時)

(敬称略)

No.	団体	委員
1	本庄市議会	きむら ひろじ 木 村 広 二
2	本庄市議会	かきぬま みつお 柿 沼 光 男
3	本庄市自治会連合会	いり としお 入 利 謙
4	本庄市自治会連合会	おくほら きいちろう 奥 原 喜 一 郎
5	本庄市コミュニティ協議会	かわた しげつ 河 田 重 次
6	民生委員・児童委員協議会	やまだ とおる 山 田 徹
7	民生委員・児童委員協議会	すぎむら よしあき 杉 村 義 昭
8	本庄市老人クラブ連合会	すとう しげみつ 須 藤 成 光
9	本庄市老人クラブ連合会	すすき りゅうじ 鈴 木 隆 治
10	本庄市婦人会	みょうどう すみこ 明 堂 純 子
11	本庄市PTA連合会	かどくら みちお 門 倉 道 雄
12	本庄市公民館運営審議会	せやま しろう 瀬 山 四 郎
13	本庄市図書館協議会	ふじた やえこ 藤 田 八 重 子
14	本庄市小中学校校長会	へんみ としお 逸 見 敏 雄
15	本庄市身体障害者福祉会	たねむら ともふみ 種 村 朋 文
16	本庄商工会議所	うちだ めつお 内 田 睦 夫
17	児玉商工会	えはら ていじ 江 原 貞 治
18	埼玉ひびきの農業協同組合	おがの のぼる 小 賀 野 昇
19	本庄市観光協会	たかはし ふくはち 高 橋 福 八
20	本庄市児玉郡医師会	しみず ゆきお 清 水 由 紀 夫
21	児玉郡市広域消防本部	いいだ としいち 飯 田 俊 一

(3) 懇談会等の開催内容（平成 26 年度）（予定）

- ・ 懇談会 : 4 回
- ・ 市民ワークショップ : 2 回
- ・ パブリックコメント : 1 回

項目	回数（開催時期）	開催内容
懇談会	第 1 回（平成 26 年 6 月 20 日）	公共施設マネジメント白書について（報告） 平成 25～26 年度の検討経緯・進め方の確認
懇談会	第 2 回（平成 26 年 8 月）	基本方針（案）について ケーススタディ検討ケース（案）について 再配置計画（素案）について（施設種別） 市民アンケートの実施結果（速報）について
市民 ワークショップ	第 1 回（平成 26 年 9 月）	本庄市の公共施設の現状について（良い点・悪い点） 基本方針（案）についての意見交換
市民 ワークショップ	第 2 回（平成 26 年 10 月）	ケーススタディの検討について （必要機能や整備にあたっての留意点等）
懇談会	第 3 回（平成 26 年 12 月）	公共施設再配置計画（案）について （報告書案の確認）
パブリック コメント	平成 27 年 1 月 ※意見募集期間：1 カ月を想定	公共施設再配置計画（案）について
懇談会	第 4 回（平成 27 年 2 月）	パブリックコメントの結果（報告） 再配置計画（案）の最終確認

※開催時期・内容は現時点での予定であり、検討の進捗等により変更の可能性があります。

公共施設再配置計画の策定内容について

平成26年度に「本庄市公共施設再配置計画」を策定するにあたり、公共施設マネジメント白書でとりまとめた建築物116施設を対象として、今後以下の項目について検討を進め、その結果を計画に記載する予定です。

この項目につきましては、平成26年4月22日に総務省より策定に取り組むよう通知のあった、別添の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づくものです。

◆ 計画に記載する事項

1 公共施設の現況及び将来の見通し

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後30 年程度の見通し
- (3) 公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

2 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画期間（10年以上）
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設の数や延べ床面積等の公共施設の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載する。

- ①点検・診断等の実施方針
- ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④耐震化の実施方針
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥統合や廃止の推進方針
- ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- (5) フォローアップの実施方針

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（公民館、学校等）ごとに、その特性を踏まえ、以下の必要項目について、管

理に関する基本的な方針を記載する。

- ①点検・診断等の実施方針
- ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④耐震化の実施方針
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥統合や廃止の推進方針
- ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

◆ 計画策定にあたって検討していく事項

公共施設再配置計画の策定にあたっては、以下の事項についても所要の検討を行う。

- ・ 行政サービス水準等の検討
- ・ 議会や住民との情報共有等
- ・ 数値目標の設定
- ・ PPP/PFI の活用について
- ・ 市区町村域を超えた広域的な検討等について

平成26年4月22日

公共施設等総合管理計画の策定要請

本日、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請を行いました。

(別添1)

また、「公共施設等総合管理計画」の記載事項・留意事項をまとめた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を地方公共団体に対して通知しました。

(指針概要：別添2、指針本文：別添3)

(連絡先)

自治財政局財務調査課

担 当：村田課長補佐、神田主査

電 話：03-5253-5647

FAX：03-5253-5650

(別添 1)

総 財 務 第 74 号

平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどとして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

インフラ長寿命化計画の体系

インフラ長寿命化基本計画 (基本計画)【国】

(行動計画)

【国】

各省庁が策定

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(行動計画)

【地方】

公共施設等総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(別添 3)

総 財 務 第 75 号

平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長



総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日

総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30 年程度が望ましい)

- (3) 公共施設等の維持管理ⁱⁱ・修繕ⁱⁱⁱ・更新^{iv}等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）^vに係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^{vi}/PFI^{vii}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{viii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{ix}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

（５）フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中（３）及び（４）の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあつては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成 25 年 11 月 29 日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）[※]を策定することが期待されているが、総管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 21 年 7 月 8 日付け総財公第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているので、この結果等についても参考にされたいこと。また、総管理計画策定に係る基本的な Q&A も併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総管理計画の策定にあ

っての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成 26 年度からの 3 年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成 26 年 3 月 20 日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成 26 年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に 2 つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

ⁱ公共施設等・・・公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念である。

ⁱⁱ維持管理・・・施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

ⁱⁱⁱ修繕・・・公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問わない。

^{iv}更新・・・老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

^v個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）・・・インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。

^{vi}PPP・・・Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

^{vii}PFI・・・Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

^{viii}予防保全型維持管理・・・損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

^{ix}トータルコスト・・・中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

^xインフラ長寿命化計画（行動計画）・・・インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

「本庄市公共施設再配置計画」策定に係る市民アンケート調査へのご協力をお願い

日ごろから、本庄市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本庄市では、旧本庄市と旧児玉町の合併による公共施設の施設機能の重複や偏り、建築後 30 年以上を経過した公共施設の維持管理・大規模改修・更新に伴う市の財政負担の増大などの状況を踏まえ、公共施設の適正な配置について市民の皆様と共に考えるための基礎資料として、昨年度、「公共施設マネジメント白書」を作成しました。

今後、公共施設マネジメント白書をもとに、将来にわたって維持可能な規模を定め、施設を通じた行政サービスの維持・向上のための最適な施設配置や効率的な管理運営の指針となる「公共施設再配置計画」を策定します。

策定に際しましては、市民の皆さまと課題を共有したうえで、幅広く市民の意見を聴くことが必要と考えております。その一環として、市民の皆様の公共施設の利用状況や満足度などについてアンケート調査を実施させていただきます。

アンケート調査は、平成 26 年 6 月 1 日現在の住民基本台帳に掲載されている市民から 3,500 名の方を無作為抽出して調査票を送付させていただきました。ご回答いただきました内容につきましては、統計的に処理を行うとともに、上記目的以外には使用いたしません。また、回答いただいた皆様の情報や内容について、個人を特定できる形での公表はいたしません。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

平成 26 年 6 月 15 日 本庄市長 吉田信解

1. 送付物

公共施設利用並びに今後のあり方に関するアンケート調査票一式：1 部

返信用封筒（切手不要）：1 枚

2. ご回答にあたって

平成 26 年 6 月 1 日現在の住民基本台帳に掲載されている市民から 3,500 名の方を無作為抽出し、調査票をお送りしています。

本アンケートは「本庄市公共施設マネジメント白書」を基に作成しました。

※「本庄市公共施設マネジメント白書」及び同概要版は次の場所で閲覧できます。

・市ホームページ（閲覧・ダウンロード）

トップページ＞組織から探す＞企画財政部＞企画課＞担当情報＞公共施設再配置計画
＞公共施設マネジメント白書を公開します

URL：<http://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/kikakuzaisei/kikaku/tantoujouhou/kokyosisetu/koukyousisetsuhakusyo.html>

・図書館（本館・分館）（閲覧・貸し出し） ・市役所 企画課（閲覧）、支所 総務課（閲覧）

3. ご回答の返信方法

ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに投函してください。

4. ご回答の希望期日

平成 26 年 7 月 7 日（月） まで投函をお願いいたします。

5. 本調査の問合せ先

このアンケート調査について、ご不明な点等がございましたら下記にお問い合わせください。

本庄市 企画財政部 企画課 施設調整係 武政・飯島

電 話 0495-25-1157（平日：8:30～17:15） F A X 0495-21-8499

公共施設利用並びに今後のあり方に関するアンケート調査

【ご回答にあたっての注意事項】

- ①ご回答は調査票をお送りした宛名のご本人様をお願いいたします。
 - ②ご回答にあたっては、質問をよくお読みになり、指示事項に従って記入してください。
 - ③ご回答を終えましたら、もう一度、ご回答の漏れがないかどうか、ご確認をお願いいたします。
 - ④本調査は無記名ですので、ご回答される方のお名前を記入する必要はありません。
 - ⑤このアンケート調査では、本庄市の保有する公共施設（建築物）についてお伺いさせていただきたいと考えております。設問中の施設種類と具体的な施設名称との対応については裏面（p.2～3）の一覧表を参考にしてください。
 - ⑥回答の際には、以前利用したことがある場合にはその際の印象等、お子様等が利用している場合にはその利用状況からお答えください。
 - ⑦市では、平成25年度に、公共施設の現状をとらえ、施設の統廃合や維持管理のあり方、サービスの提供方法など施設全体のあり方を検討するための基礎的なデータであるとともに、建物や利用の状況、コストなど市の保有する施設の実態を市民に分かりやすく伝えることを目的とした「本庄市公共施設マネジメント白書」を作成しました。本アンケートは、同白書を基に作成したものです。
- ※「本庄市公共施設マネジメント白書」及び同概要版は次の場所で閲覧できます。
- ・市ホームページ（閲覧・ダウンロード）
トップページ＞組織から探す＞企画財政部＞企画課＞担当情報＞公共施設再配置計画＞公共施設マネジメント白書を公開します
URL：<http://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/kikakuzaisei/kikaku/tantoujouhou/kokyosisetu/koukyosisetsuhakusyo.html>
 - ・図書館（本館・分館）（閲覧・貸し出し）
 - ・市役所 企画課（閲覧）、支所 総務課（閲覧）
- ⑧ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストに投函してください。
 - ⑨ご回答の期限は 平成26年7月7日（月） です。お早めにご回答いただき返送をお願いいたします。

【お問合せ先】

このアンケート調査について、ご不明な点等がございましたら下記にお問い合わせください。

本庄市 企画財政部 企画課 施設調整係 武政・飯島
電 話 0495-25-1157 （平日：8:30～17:15）
FAX 0495-21-8499

今回の調査対象とする施設の一覧表（１／２）

【施設種別】	施設数	対象施設	所在地
(1)公民館	13	中央公民館	本庄市北堀1422
		児玉中央公民館	本庄市児玉町金屋728-2
		本庄公民館	本庄市東台5-2-33
		本庄東公民館	本庄市日の出2-8-28
		本庄西公民館	本庄市小島1-10-4
		本庄南公民館	本庄市今井377-2
		藤田公民館	本庄市牧西1210-3
		仁手公民館	本庄市仁手665-1
		旭公民館	本庄市都島238-1
		北泉公民館	本庄市栗崎99-1
		児玉公民館	本庄市児玉町児玉2510-1
		共和公民館	本庄市児玉町蛭川915-5
		児玉公民館別館	本庄市児玉町児玉1352-1
(2)市民活動施設	4	コミュニティセンター	本庄市駅南1-13-12
		勤労青少年ホーム	本庄市小島南1-8-2
		いまい台交流センター	本庄市いまい台2-43
		あさひ多目的研修センター	本庄市沼和田1005
(3)文化施設	2	市民文化会館	本庄市北堀1422-3
		児玉文化会館(セルディ)	本庄市児玉町金屋728-2
(4)スポーツ施設	6	市民体育館	本庄市小島南1-8-3
		若泉運動公園弓道場	本庄市小島6-11-14
		若泉運動公園武道館	本庄市小島6-11-14
		市民球場	本庄市北堀433
		本庄総合公園体育館(シルクドーム)	本庄市北堀433
		児玉総合公園体育館(エコーピア)	本庄市児玉町金屋753-1
(5)産業振興施設	3	観光農業センター	本庄市児玉町小平653
		ふれあいの里いずみ亭	本庄市児玉町河内209-1
		インフォメーションセンター	本庄市駅南2-1-4
(6)図書館	2	図書館	本庄市千代田4-1-9
		図書館児玉分館	本庄市児玉町金屋728-2
(7)資料館等	13	歴史民俗資料館	本庄市中央1-2-3
		競進社模範蚕室	本庄市児玉町児玉2514
		塙保己一記念館	本庄市児玉町八幡山446
		埋蔵文化財センター	本庄市牧西1137-3
		旭民具等収蔵庫	本庄市都島904-1
		北泉小学校郷土資料室	本庄市北堀1871-1 北泉小学校内一部教室を使用
		児玉郷土資料室	本庄市児玉町児玉2510-1(児玉公民館2階)
		児玉文化財整理室	本庄市児玉町児玉1352-1(児玉公民館別館内)
		太駄文化財収蔵庫	本庄市児玉町太駄352
		本泉文化財収蔵庫	本庄市児玉町河内565-8
		蛭川文化財整理室・収蔵庫	本庄市児玉町蛭川915-12
		共和文化財倉庫	本庄市児玉町蛭川915-5
		下浅見文化財収蔵庫	本庄市児玉町下浅見867-11
(8)学校	17	本庄東中学校	本庄市日の出4-2-45
		本庄西中学校	本庄市千代田4-3-1
		本庄南中学校	本庄市緑3-13-1
		児玉中学校	本庄市児玉町八幡山438
		本庄東小学校	本庄市日の出1-2-1
		本庄西小学校	本庄市千代田4-3-2
		藤田小学校	本庄市牧西1171
		仁手小学校	本庄市仁手618
		旭小学校	本庄市都島78
		北泉小学校	本庄市北堀1871-1
		本庄南小学校	本庄市栄3-6-24
		中央小学校	本庄市緑1-16-1
		児玉小学校	本庄市児玉町児玉1355-1
		金屋小学校	本庄市児玉町金屋1117-1
		秋平小学校	本庄市児玉町秋山2531
		共和小学校	本庄市児玉町蛭川895-1
		本泉小学校	本庄市児玉町河内660

今回の調査対象とする施設の一覧表（２／２）

【施設種別】	施設数	対象施設	所在地
(9)保健・福祉関連施設	5	障害福祉センター	本庄市小島南2-4-9
		保健センター	本庄市小島南2-4-12
		児玉保健センター	本庄市児玉町児玉391
		発達教育支援センター「すきっぷ」	本庄市小島5-5-45
		老人福祉センターつきみ荘	本庄市沼和田127-1
(10)保育所	4	いずみ保育所	本庄市小島5-5-45
		藤田保育所	本庄市牧西30
		金屋保育所	本庄市児玉町金屋1173
		久美塚保育所	本庄市児玉町児玉2351-1
(11)児童施設	2	前原児童センター	本庄市前原1-4-13
		日の出児童センター	本庄市日の出2-5-56
(12)庁舎等	2	市役所	本庄市本庄3-5-3
		児玉総合支所第二庁舎	本庄市児玉町児玉385
(13)防災施設	22	消防団第一分団車庫	本庄市千代田4-3-2
		消防団第二分団車庫	本庄市本庄1-4-14
		消防団第三分団消防車庫	本庄市駅南1-15-4
		消防団第四分団消防車庫	本庄市牧西557-1
		消防団第五分団消防車庫	本庄市久々宇171
		消防団第六分団消防車庫	本庄市都島904-1
		消防団第七分団消防車庫	本庄市北堀206
		消防団第一分団第一部消防器具置場	本庄市児玉町八幡山184-2
		消防団第一分団第二部消防器具置場	本庄市児玉町児玉323-2
		消防団第一分団第三部消防器具置場	本庄市児玉町児玉1882-1
		消防団第二分団第一部消防器具置場	本庄市児玉町金屋81-2
		消防団第二分団第二部消防器具置場	本庄市児玉町高柳175-4
		消防団第二分団第三部消防器具置場	本庄市児玉町飯倉208-2
		消防団第二分団第四部消防器具置場	本庄市児玉町田端229
		消防団第三分団第一部消防器具置場	本庄市児玉町太敷366-3
		消防団第三分団第二部消防器具置場	本庄市児玉町元田365-2
		消防団第四分団第一部消防器具置場	本庄市児玉町秋山2329-5
		消防団第四分団第二部消防器具置場	本庄市児玉町小平881
		消防団第五分団第一部消防器具置場	本庄市児玉町蛭川915-5
		消防団第五分団第二部消防器具置場	本庄市児玉町上真下721-6
		消防団第五分団第三部消防器具置場	本庄市児玉町吉田林107-2、6、109
		北泉防災広場備蓄倉庫	本庄市北堀1824-1、1825-1、1825-6の各一部
(14)市営住宅	15	西五十子市営住宅	本庄市西五十子221-1
		田中市営住宅	本庄市田中216-1
		四方田市営住宅	本庄市四方田14-1
		泉町市営住宅	本庄市前原1-11
		小島第二市営住宅	本庄市小島2-3
		日の出市営住宅	本庄市日の出2-6
		小島第一市営住宅	本庄市小島1-6
		東台市営住宅	本庄市東台4-3
		金屋市営住宅	本庄市児玉町金屋960-2
		本町市営住宅	本庄市児玉町児玉303-1
		長浜市営住宅	本庄市児玉町八幡山354
		下町市営住宅	本庄市児玉町児玉2428
		久美塚市営住宅	本庄市児玉町児玉1447-1
		東久美塚市営住宅	本庄市児玉町児玉1543-6
		中久美塚市営住宅	本庄市児玉町児玉1435-2
(15)その他施設	6	新書庫	本庄市銀座1-1-1
		本庄駅自由通路	本庄市銀座3-6-19
		本庄駅南口自転車駐車場	本庄市駅南2-1-4
		旧勤労会館	本庄市小島南1-8-4
		旧本泉保育所	本庄市児玉町元田375-4
		旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	本庄市銀座1-5-16

I. 公共施設のあなたの利用状況についてお聞かせ下さい。

設問1 あなたが利用している市内の公共施設（市営住宅等利用者の限定される施設を除く。）についてお聞きします。「施設種別」（今回の調査対象とする施設の一覧表(P.2～P.3)参照）ごとの利用頻度について、該当する選択肢の番号（1～6）から1つ選んで○をつけてください。

施設種別	利用頻度					
	1. ほぼ毎日	2. 週に数回程度	3. 月に数回程度	4. 年に数回程度	5. ほとんど利用していない	6. 今まで利用したことがない
【回答例】	1	2	③	4	5	6
(1)公民館	1	2	3	4	5	6
(2)市民活動施設	1	2	3	4	5	6
(3)文化施設	1	2	3	4	5	6
(4)スポーツ施設	1	2	3	4	5	6
(5)産業振興施設	1	2	3	4	5	6
(6)図書館	1	2	3	4	5	6
(7)資料館等	1	2	3	4	5	6
(8)学校	1	2	3	4	5	6
(9)保健・福祉関連施設	1	2	3	4	5	6
(10)保育所	1	2	3	4	5	6
(11)児童施設	1	2	3	4	5	6
(12)庁舎等	1	2	3	4	5	6

設問2 設問1で利用頻度の選択肢5（ほとんど利用していない）または6（今まで利用したことがない）を1つでも選択された方にお伺いします。あなたがそれらの公共施設を利用していない理由は何ですか。あなたの考えに該当する選択肢の記号に○をつけてください。（複数回答可）

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| a. 利用する必要がある | b. 利用料金が低い |
| c. 施設までのアクセスが不便 | d. 施設内容（規模・設備等）が充実していない |
| e. 希望する時間に利用できない | f. 他自治体の同種の公共施設を利用している |
| g. 民間の同種の施設を利用している | h. 利用の仕方がわからない |
| i. その他の理由（ | ） |

Ⅱ. 本庄市の公共施設の満足度についてあなたのご意見をお聞かせ下さい。

あなたが利用している市内の公共施設（市営住宅等利用者の限定される施設を除く。）についてお聞きします。「施設種別」（今回の調査対象とする施設の一覧表(P.2～P.3)参照）ごとの①～③の満足度に関する各項目について、下欄【選択肢】（1～4）の番号から1つ選んで○をつけてください。
（今まで利用したことのない施設種別については解答の必要はありません。）

施設種別	満足度 (今まで利用したことのある施設種別のみ回答)		
	①サービス面について (サービス提供内容、利用 可能時間、利用料金など)	②建物や設備について (施設の規模、老朽化状況 など)	③施設の配置状況につい て(施設数、アクセス状況 など)
【回答例】	① ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ ② ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ ③ ・ 4
(1)公民館	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(2)市民活動施設	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(3)文化施設	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(4)スポーツ施設	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(5)産業振興施設	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(6)図書館	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(7)資料館等	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(8)学校	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(9)保健・福祉関連 施設	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(10)保育所	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(11)児童施設	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(12)庁舎等	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

【選択肢】	1. 満足 3. 満足していない	2. どちらともいえない 4. わからない
-------	---------------------	--------------------------

Ⅲ. 公共施設に対するあなたの考えについてお聞かせ下さい。

設問 1 本庄市では、今後、全ての公共施設を維持していくことが困難となることが想定される中、維持可能な規模を定め、公共施設を通じた行政サービスの維持・向上のための最適な施設配置や効率的な管理運営を行っていく必要があります。

あなたは、本庄市の公共施設を今後どのようにしていくべきだと思いますか。公共施設のあり方に対する今後の方策として、あなたの考えに該当する選択肢の記号に○をつけてください。(複数回答可)

- a. 公共施設の統廃合や複合化を行うことで、施設数を減らす。
- b. 公共施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減及び工事費用の平準化を図る。
- c. 管理・運営等に民間のノウハウや資金を活用し、経費の削減を図る。
- d. 近隣自治体と共同で公共施設を運営・共有し、経費の削減を図る。
- e. 公共施設の管理運営をコミュニティ（地域住民）に移管する。
- f. 利用していない市の土地などを売却・賃貸して施設維持のための収入を得る。
- g. 提供するサービスの水準を引き下げる。
- h. 施設使用料を引き上げる。
- i. 引き続き、公共施設の新設・更新を行い、市民サービスを拡充する。
- j. 緊急時の避難所としての利用が見込まれる公共施設は維持する。
- k. 公共施設の新設は行わない。
- l. よくわからない。
- m. その他（ ）

設問 2 現在ある全ての公共施設を維持できなくなった場合、どの公共施設を将来にわたって市が優先的に維持・充実していくべきだと思いますか。あなたの考えに該当する選択肢の記号に○をつけてください。(複数回答可) (選択の際は、今回の調査対象とする施設の一覧表(P.2～P.3)を参照ください。)

- | | | | |
|--------------|-----------|----------|-----------|
| a. 公民館 | b. 市民活動施設 | c. 文化施設 | d. スポーツ施設 |
| e. 産業振興施設 | f. 図書館 | g. 資料館等 | h. 学校 |
| i. 保健・福祉関連施設 | j. 保育所 | k. 児童施設 | l. 庁舎等 |
| m. 防災施設 | n. 市営住宅 | o. その他施設 | |

設問 3 公共施設にかかる経費を縮減するために、維持可能な公共施設の規模に公共施設の総量(施設数)を減らしていかなければならなくなった場合、どの公共施設から統合・削減していくべきだと思いますか。あなたの考えに該当する選択肢の記号に○をつけてください。(複数回答可)

- a. 利用頻度や稼働率が低い施設
- b. 老朽化が著しい施設
- c. 同じような機能を有した施設が市内に複数配置されている施設（民間団体が経営する施設を含む）
- d. 運営のための費用が多くかかっている施設
- e. 今後の人口構成の変化などにより、市民ニーズに合わなくなると思われる施設
- f. 利用者が比較的限定されている施設
- g. その他（ ）

設問5 あなたが通勤または通学している場所をお答えください。(選択肢の記号から1つ選んで○をつけてください。)

- a. 本庄市内 b. さいたま市 c. 熊谷市 d. 深谷市
e. 美里町 f. 神川町 g. 上里町 h. 高崎市
i. 伊勢崎市 j. 藤岡市 k. 東京都内 l. その他
m. 通勤・通学していない（自営業・家事専業・無職）

設問 6 あなたの本庄市での居住年数をお答えください。(選択肢の記号から1つ選んで○をつけてください。)

- a. 1 年未滿 b. 1 年以上 5 年未滿 c. 5 年以上 1 0 年未滿
d. 1 0 年以上 2 0 年未滿 e. 2 0 年以上 3 0 年未滿 f. 3 0 年以上 4 0 年未滿
g. 4 0 年以上

V. その他

本庄市内の公共施設全般に関して、何かご意見がございましたらご自由にお答え下さい。(回答欄に書ききれない場合は、別紙でのご回答も可能です。)

質問は以上です。

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、平成26年7月7日（月）までに同封の返信用封筒に入れてポストに投函
をお願いいたします。